

YSS通信

今回のテーマ  
**相続税の主な特例**

by.遺言相続サポートセンター いちご

1 小規模宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額します。

(注) これらの特例を適用するためには、相続税の申告書を提出する必要があります。 ※出典:国税庁「相続税のあらまし」

2 配偶者の税額軽減

被相続人の配偶者の課税価格が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

私と社福

社福経営サポートクラブからのお知らせ

資金繰入について東京都福祉保健局に問い合わせをしてみました。HPで公表されている「指導監査結果から見た留意点について」という講習会資料の中で

本部拠点区分に資金を繰り入れた結果、拠点区分の当期資金収支差額合計がマイナスとなるような場合には繰り入れることができない。

とはっきり記載されておりました。私自身はサービス区分での判断だと資金使途の通知を読み取っていた為その旨をお伝えいたしましたが、結果は変わりませんでした。現在の計算書類は別紙3(①)までしか表示されておらず、サービス区分での確認ができない為だとおっしゃられておりました。

では、法人本部をサービス区分にされている法人はいくらでも資金繰入できるということなのでしょうか?また、繰入元の当期資金収支差額がマイナスであっても、同じ拠点内の他サービス区分がそれを補填できるほどプラスが出ており、拠点区分でみるとプラスになっていれば資金繰入が可能なのでしょうか?であれば、正直資金使途制限はどちらかということかなり緩いものになっているのではないかと思います。そのあたりはグレーですねと東京都の方に言われました...グレーって...

指導を受けない為にはサービス区分でも拠点区分でもプラスである状態で資金繰入を行うのがベストですが、それはそれで厳しすぎる気がしますね^^;

by.カノン

**FAGIANO**  
ファジアーノ

我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

繁忙期は観戦できない試合が続きます...  
今年こそ、J2の頂へ!そしてJ1へ!  
GWの連戦をなんとか乗り越えていきたいです。  
J1目指して、さあ、ココロヒトツ!  
「ファジアーノ!」

by.えびき

節	開催日	キックオフ	対戦カード	スタジアム
10	4.16 日	14:00	vs 仙台	ユアテックスタジアム
11	4.22 土	14:00	vs 山口	シティライトスタジアム
12	4.29 土・祝	14:00	vs 秋田	ソユーススタジアム
13	5.3 水・祝	14:00	vs 山形	シティライトスタジアム
14	5.7 日	14:00	vs 町田	GIONスタジアム
15	5.13 土	13:00	vs 大宮	シティライトスタジアム

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン  
税理士法人 創明コンサルティング・ブレイン  
SCB 公認会計士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10  
TEL 〈事務所〉086-274-8188 〈会社〉086-274-6177  
FAX 086-274-8187  
HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp

SERVICE MENU

- 税務コンサルティング ● 会計コンサルティング
- 経営コンサルティング ● 人事評価コンサルティング
- 財務分析サービス ● 各種セミナー・勉強会開催
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)

SCB NEWS LETTER

お出かけにはぴったりな春日和紙 GWはどこに行こうかな〜

第141号

2023年4月 発行

〜チューリップ〜

新年度がスタートしました!

次々と咲き誇る花にも負けない、フレッシュな笑顔をあちこちで見かけるようになりましたね。

SCBスタッフ一同も心新たにお仕事に取り組みます!

それでは、今度もニュースレターをお楽しみください。



A

インボイスの支援措置 少額な返還インボイス交付義務の見直し

Q

少額な値引き等についての、返還インボイスの交付義務の見直しについて教えてください。

すべての方が対象

少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります。振込手数料分を値引処理する場合も対象です。

対象になる方

すべての方

対象となる期間

適用期限なし



※財務省HPより

by.カイ

# 未来会計活用法

## 未来会計の基本 11

「未来デザイン決算書」は最新型の経営コックピットシート



制度会計の決算書と「未来デザイン決算書」の違いは、**旧型飛行機のコックピットから最新型のコックピットに変わったようなイメージ**です。

古い飛行機のコックピットには、多くの操縦機器が並んでいますが、新型のコックピットではすっきりとしたレイアウトになっており、必要なときに必要なものが取り出せるシステムになっています。

従来の「制度会計の決算書」は旧型のコックピットと同様に、勘定科目がズラズラと並んだ、分かりにくいものです。それを「未来デザイン決算書」に改編することで、必要な情報を見せていく新型コックピットに近いものとなります。



今回は「未来デザイン決算書」の特徴をまとめて、みていきます。

by.未来会計マスターKAI



### 今月の1冊

18

## 「OODA Management (ウーダ・マネジメント): 現場判断で成果をあげる次世代型組織のつくり方」

原田勉 著 東洋経済新報社

OODA(ウーダ)ループとは、アメリカ空軍のジョン・ボイド氏が提唱した意思決定の考え方です。OODAとは、4つのプロセスの頭文字をとったもので、以下の内容をあらわします。Observe(観察) Orient(状況判断) Decide(意思決定) Act(行動)

OODAループがPDCAサイクルと違うのは、計画を出発点としていない点です。

著者の原田先生は、「不確実性の想定内化」が重要であり、「想定内化された不確実性への対処」がOODAマネジ

メントの本質であると指摘し、本書で多くの事例を紹介しています。

最後に、私が印象に残った原田先生のメッセージを紹介します。

「経営の本質とは、自転車操業にあると考えています。ここでいう自転車操業とは資金繰りに追われた経営ということではありません。そうではなく、自転車は漕ぎ続けることを止めれば倒れてしまうということです。」

by.スクエア

## インボイス登録申請と期限の特例

春の心地よい季節になってきましたね。今回も、インボイス制度についてになります。

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。インボイス発行事業者の登録を同制度の開始から受けるには、原則として同年3月31日までに申請が必要となります。(平成28年改正消法附則44①但書き)。ただ、同年4月以降でも、令和5年度改正により「困難な事情」の有無にかかわらず、同年9月30日までに申請すれば制度開始日から登録を受けられるようになる予定です。

ところで、登録申請書の提出に係る経過措置(以下「登録に係る経過措置」)の最終日である同年9月30日は土曜日に当たります。国税通則法第10条第2項には、申告書等の提出等に係る期限が土日等に当たるとき「これらの日の翌日をもって」その期限とみなす「期限の特例」が設けられていますが、**登録に係る経過措置が適用される登録申請書は、「期限の特例」の対象とはなりません。**

というも、「期限の特例」の対象となるには、条文中

に期限の定めがあることが前提となるからです。登録申請における原則的な期限の根拠条文には「(制度開始日にインボイス発行事業者の)登録を受けようとする事業者は、5年施行日の6月前の日までに、(登録申請書)を提出しなければならない」として期限の定めがあり、仮に同年3月31日が土日等に当たる場合は「期限の特例」の対象となりますが、登録に係る経過措置には上記のような期限の定めがありません。このため、同経過措置の最終日は、翌月曜日に延びず、同年9月30日までに登録申請を済ませる必要があります。

なお、同年9月末までに登録申請を行ったものの、同年10月1日までに登録通知がない場合、通知を受けるまでの間は暫定的な請求書を交付し、通知後にインボイスとしての不足事項を書面で交付し、補完するなどの対応が必要となります。**登録申請書の処理期間は、e-Tax提出なら3週間、書面提出なら約2ヶ月かかるため、登録を決めた場合は、早めに申請をお勧めします。**

by.ふぐ

## 4月の記念日

今回は「4月4日」について

「**幸せの日**」... 桃の節句は女の子、端午の節句は男の子のそれぞれ「子し」が合わさる→「しあわせ」になるとの連想にちなんで制定  
「**どらやきの日**」... 3月3日の「桃の節句」と5月5日の「端午の節句」にはさまれた日を、あんこを間にはさむ「どら



やき」の日としたことと、日付には4と4で「みんなで食べて、みんなで幸せ(4合わせ)」との意味もある  
「**ヨーヨーの日**」... 四(よー)四(よー)で「ヨーヨー」の語呂合せから制定  
「**獅子の日**」... 四(し)四(し)で「獅子」の語呂合せから制定  
「**フォーの日**」... 「フォー(4)」の語呂合わせから制定  
「**養子の日**」... 「よー(4)し(4)」の語呂合わせから制定

by.おいしい



83 日本ドルフィンセンター(香川県)

新型コロナも規制緩和になり、いよいよ本格的にお出かけが増えてくると思います。我が家にはワンちゃんもいるのですが、ワンちゃんとお出かけするのも良い季節になってきました。そこで今回から数回、ペット同伴可能な水族館をご紹介します。

早速今回ご紹介するのは(水族館ではないかもしれませんが)日本ドルフィンセンターです。こちらはイルカを見学したり一緒に遊べる施設です。ワンちゃんはイルカプールへは入場可だそうです(リードを付けること)。建物へは入場不可です。

ペットと一緒に入場できる施設はまだまだ少ないので、観光の一つとして考えてみられるのはいかがでしょうか。



by.海月